

(案)

車両売買契約書

売渡人 網走市 と買受人 〇〇〇会社 は、次のとおり車両売買契約を締結する。

(目的物)

第1条 売渡人は買受人に対して次に掲げる車両を売り渡し、買受人はこれを買受けるものとする。

- | | |
|------------|-----------|
| (1) 車 名 | エッチケー |
| (2) 車体の形状 | ロータリ除雪自動車 |
| (3) 登録番号 | 北見900る241 |
| (4) 初度登録年月 | 平成13年11月 |
| (5) 数 量 | 1台 |

(売買代金)

第2条 売買価格は次のとおりとする。

売買価格 金 _____ 円也(うち消費税及び地方消費税の合計額 金 _____ 円也)

(車両の搬出及び売買代金の支払期日)

第3条 買受人は売渡人の指定する令和8年10月30日までに車両の搬出を完了しなければならない。なお、売買代金は令和8年10月16日までに支払わなければならない。

(車両の引渡し)

第4条 売買車両の引渡しは、車両所在場所において行うものとし、その経費、名義変更は一切買受人の負担とする。

- 2 売渡人は車両の引渡し後は、当該車両の保管責任を負わないものとする。

(危険負担)

第5条 買受人は、この契約締結の時から車両の引渡しの時までの間、当該車両が売渡人の責めに帰することができない理由により滅失または毀損した場合は、売渡人に対して売買代金の減免を請求することができないものとする。

(契約不適合責任)

第6条 買受人はこの契約締結後、車両に契約の内容に適合しない箇所があることを発見しても代金の減額又は損害賠償の請求若しくは契約の解除をすることができないものとする。

(売渡人の物件転売権)

第7条 売渡人は買受人が第3条の期間内に車両の搬出を完了しないときは、買受人に代わりこれを第三者に転売できるものとし、その転売により得た代金は買受人に帰属するものとする。なお、転売に要する一切の費用は買受人の負担とする。

(権利義務譲渡の禁止等)

第8条 買受人はこの契約によって生じる一切の権利義務を第三者に譲渡し、または履行を委任することはできない。ただし、故障等により処分の必要性が発生した場合については、売渡人と買受人とが双方協議して定めることができるものとする。

(案)

(売渡人の契約解除権)

第9条 売渡人は買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、催促をしないでこの契約を解除できるものとし、これにより買受人に損害が生じてても売渡人はその責めを負わないものとする。

- (1) この契約の条項に違反したとき。
- (2) 期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められたとき。
- (3) 車両の引渡しに際し、売渡人又は売渡人の指定する職員の職務執行を妨げ又は妨ようとしたとき。
- (4) 契約解除の申し立てをしたとき。

(この契約に定めのない事項)

第10条 この契約書に定めのない事項については、売渡人と買受人とが双方協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年9月 日

売渡人 網走市南5条東1丁目10番地
網走市
網走市長 水谷 洋一

買受人 ○○○○○○○○○○
○○○会社
○○○○○○○○○○○